

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局食肉鶏卵課食肉需給対策室

品名（関税率関係） 又は制度名（関税制度関係）		生鮮・冷蔵牛肉及び冷凍牛肉									
改正要望の内容		☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第２項 ☐ 具体的な改正内容 「令和９年３月３１日まで」とされているものを１年以上延長する。									
税番	統計細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
020110	000	【生鮮・冷蔵牛肉】 枝肉及び半丸枝肉									
020120	000	その他の骨付き肉									
020130	010	骨付きでない肉 （ロインのもの）									
020130	020	骨付きでない肉 （かた、うで及び もものもの）									
020130	030	骨付きでない肉 （ばらのもの）	50%	38.5%		（同左）	（同左）		50%	△684 百万円	－ 百万円
020130	090	骨付きでない肉 （その他のもの）									
020210	000	【冷凍牛肉】 枝肉及び半丸枝肉									
020220	000	その他の骨付き肉									
020230	010	骨付きでない肉 （ロインのもの）									

020230	020	骨付きでない肉 (かた、うで及び もものもの)																																																																		
020230	030	骨付きでない肉 (ばらのもの)																																																																		
020230	090	骨付きでない肉 (その他のもの)																																																																		
改正要望内容の 施行期日及び適用 期間			☐ 施行期日 令和9年4月1日 ☐ 適用期間 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。																																																																	
改正を要望する品 目又は制度をめぐ る状況			① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 我が国は、土地利用面で制約が大きく、主要な牛肉輸出国である米国、豪州、南米と比べて生産条件が著しく不利であり、競争力確保のために規模拡大等の構造改革を鋭意進めている。 中でも、比較的脂肪交雑が入りやすい和牛や交雑種については、品質的には輸入品とある程度の棲み分けができているものの、特にホルスタイン種等の乳用種の牛肉は、品質、価格ともに輸入牛肉と厳しい競合関係にある。 <国産牛肉の生産量> 単位：トン（部分肉重量） <table><tr><td>年度</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>生産量</td><td>329,595</td><td>335,496</td><td>335,942</td><td>347,570</td><td>351,402</td><td>353,447</td><td>349,900</td></tr></table> 資料：農林水産省「食肉流通統計」 (2)輸入状況等 単位：トン（実量ベース）、百万円 <table><tr><th rowspan="2">年 度 国 名</th><th colspan="2">令和5</th><th colspan="2">6</th><th colspan="2">7</th></tr><tr><th>数量</th><th>価額</th><th>数量</th><th>価額</th><th>数量</th><th>価額</th></tr><tr><td>豪州</td><td>220,832</td><td>179,069</td><td>241,326</td><td>210,102</td><td>255,779</td><td>247,257</td></tr><tr><td>米国</td><td>192,130</td><td>169,327</td><td>176,872</td><td>177,972</td><td>181,809</td><td>169,524</td></tr><tr><td>カナダ</td><td>40,130</td><td>27,804</td><td>32,925</td><td>26,789</td><td>31,834</td><td>26,873</td></tr><tr><td>計(含その他)</td><td>501,883</td><td>417,905</td><td>506,437</td><td>467,801</td><td>508,238</td><td>486,116</td></tr></table> 資料：財務省「貿易統計」									年度	令和元	2	3	4	5	6	7	生産量	329,595	335,496	335,942	347,570	351,402	353,447	349,900	年 度 国 名	令和5		6		7		数量	価額	数量	価額	数量	価額	豪州	220,832	179,069	241,326	210,102	255,779	247,257	米国	192,130	169,327	176,872	177,972	181,809	169,524	カナダ	40,130	27,804	32,925	26,789	31,834	26,873	計(含その他)	501,883	417,905	506,437	467,801	508,238	486,116
年度	令和元	2	3	4	5	6	7																																																													
生産量	329,595	335,496	335,942	347,570	351,402	353,447	349,900																																																													
年 度 国 名	令和5		6		7																																																															
	数量	価額	数量	価額	数量	価額																																																														
豪州	220,832	179,069	241,326	210,102	255,779	247,257																																																														
米国	192,130	169,327	176,872	177,972	181,809	169,524																																																														
カナダ	40,130	27,804	32,925	26,789	31,834	26,873																																																														
計(含その他)	501,883	417,905	506,437	467,801	508,238	486,116																																																														

	(3)国際市況等 <米国産牛肉の平均価格（卸売価格）> <table><tr><td>年次</td><td>令和 5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>平均価格 (USD/100lb)</td><td>452.9</td><td>468.7</td><td>544.5</td></tr></table> 資料：U S D A / E R S 「Meat Price Spreads」 注　：チョイス等級のカットアウトバリュー（各部分肉の卸売価格を一頭分の枝肉に再構成した卸売指標価格）。 (4)国際交渉の状況・諸外国における制度実態 牛肉について、C P T P P、日米貿易協定、日 E U ・ E P A の協定に基づき、2033 年度の 9 % まで段階的に関税率を削減見込み。 ②　問題点 安価な牛肉が大量に輸入されることにより、これまでの構造改革の成果が損なわれ、消費者への安定的な国産牛肉の供給に支障をきたすこととなる。 一方で、国内生産量は、近年、増加傾向で推移しているものの、中期的に見ても食肉需要の増加に追いついておらず、輸入品のシェアが高水準で維持されている。	年次	令和 5	6	7	平均価格 (USD/100lb)	452.9	468.7	544.5
年次	令和 5	6	7						
平均価格 (USD/100lb)	452.9	468.7	544.5						
改正の必要性和目的達成の見通し	①　改正の目的（政策の達成目標） 需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するため。 ②　改正の方向性 牛肉は、海外と比べて生産コストの面で不利であることから、生産性の向上など国内生産の構造改革を進めているところである。このような中、安価な牛肉の大量輸入によってこれまでの構造改革の成果が損なわれることなく、引き続き構造改革を推進していくためには、今後、W T O 交渉の結果により変更等があり得ることも考慮すると、一定の国境措置を暫定措置として確保することが不可欠である。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時の関係国との協議結果に基づき、W T O 協定税率よりも低い暫定税率を適用しており、当該国際約束を履行するため、暫定税率を維持していく必要がある。 このため、今後、W T O 農業交渉の結果により変更等があり得ることを考慮し、最も機動的な国定税率である暫定税率の 1 年以上の延長が必要である。 ③　改正目的達成予定時期 W T O 農業交渉の進展を見つつ、国内の構造改革が進み、十分な国際競争力が確保されるまでの間、延長を図る必要がある。								
改正の効果と妥当性	①　改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 安価な牛肉の大量輸入による国内生産への影響を緩和することにより、国内の安定的								

	な構造改革が推進され、国産牛肉の安定供給が確保される。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行される。 【令和7年度における適用実績】 ・輸入実績：51万トン、4,861億円（資料：財務省「貿易統計」） ※上記には、各種EPAに係る税率で輸入されているものも含む。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 本制度により、消費者が輸入牛肉を購入する際の金銭的負担が軽減される。 (3) その他の効果・影響 特になし ② 改正の妥当性 安価な牛肉の大量輸入が国内生産の構造改革に与える影響を緩和し、消費者に国産牛肉を安定的に供給していくには、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における国際約束に基づく当該関税率を引き続き維持することが必要である。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上でも、暫定税率の維持は必要不可欠である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、本制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、食料安全保障の確保に講ずべき施策として「輸入の安定化」も掲げており、本措置は同計画に沿った国境措置となっている。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上でも、暫定税率の維持は必要不可欠である。 ④ 関連措置 ・肉用子牛生産者補給金制度： 「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉の輸入自由化による肉用子牛価格等へ及ぼす影響に対処するため、肉用子牛生産者に対し、再生産に必要な価格

	水準を基本として補給金を交付。 ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業： 「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、肉用牛肥育経営の安定を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	生鮮・冷蔵牛肉及び冷凍牛肉に係る暫定税率は平成7年度に導入され、現在まで延長されている。 他方、「牛肉に係る関税の緊急措置」が平成7年度から令和元年度まで措置（当該期間中の発動実績は計4回、最終発動は平成29年8月から平成30年3月の冷凍牛肉に係る緊急措置）されていたところ、各種EPA協定の締結により多くが緊急措置の対象外となったことから、令和2年度以降措置しないこととされた。
措置による効果	ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行されるとともに、消費者への安定的な牛肉供給に寄与してきた。